

総務省行政相談センター

まぐみみ千葉

令和5年台風13号による災害 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和5年台風13号による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
総務省行政相談センターまぐみみ千葉では、今回の災害に関して、いろいろなお問合せ
や相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する
情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽に
ご利用ください。

- **電話**による相談受付：平日 8：30～17：15
上記時間帯以外は留守番電話対応となります

行政相談専用ダイヤル 0570-090110

- **来所**による相談受付 平日 8：30～17：15
住所：千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎7階
千葉行政監視行政相談センター まぐみみ千葉

- **インターネット**による相談受付
URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html
- **FAX**による相談受付
043-246-9829



まぐみみ千葉



総務省行政相談センター

総務省 千葉行政監視行政相談センター

〒260-0024

千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎7階

電話 043-246-9821

FAX 043-246-9829

ご注意

- 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和5年10月10日時点の情報で作成しております。各機関等で支援策等については、随時、追加、変更してまいります。

最新の情報は、総務省千葉行政相談センターきくみみ千葉ホームページ(千葉行政監視行政相談センター)ホームページ(下記URL参照)の「【特設情報】〈令和5年台風13号による災害に関する生活支援の情報〉」に掲載しております。

URL : <https://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/chiba.html>

※ 状況が刻々と変化中、講じられる対策も刻々と変化しており、古い情報が掲載されている場合があること、全ての情報を掲載しているものではないことにご留意ください。

- 2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、今回の台風13号による災害においては、千葉県内の4市4町が適用を受けています。

【災害救助法適用市町村（4市4町）】

茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、睦沢町、長柄町、長南町、大多喜町

【被災者生活再建支援法適用市町村（1市1町）】

茂原市、長南町

目 次



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 4)
- 2 被災者のための住宅提供 (P. 5)
- 3 被災住宅の応急修理等 (P. 5)
- 4 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P. 6)



お金のこと

- 5 生活再建のための支援金 (P. 7)
- 6 災害弔慰金等の支給 (P. 8)
- 7 災害援護資金の貸付 (P. 8)
- 8 生活福祉資金の貸付 (P. 9)
- 9 住宅の建設、補修等の融資 (P. 9)
- 10 住宅ローンの返済 (P. 10)



役所の手続きのこと

- 11 国税の特別措置 (P. 10)
- 12 県税の特別措置 (P. 11)
- 13 市町村税の特別措置 (P. 11)
- 14 公共料金の減免措置等 (P. 12)
- 15 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 13)
- 16 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 14)



民間の手続きのこと

- 17 損害保険の相談(払込猶予、契約内容、照会等) (P. 15)
- 18 生命保険の相談(払込猶予、契約内容、照会等) (P. 16)
- 19 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 16)
- 20 法律相談等の窓口 (P. 17)



医療・健康のこと

- 21 こころの悩みや健康に関する相談 (P. 17)



教育のこと

- 22 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付 (P. 18)



事業者の方へ

- 23 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 18)
- 24 農林漁業関係の災害復興の融資、農業者を対象とした相談窓口 (P. 21)



そのほかの情報

- 25 災害サポート・レンタカーについて (P. 22)
- 26 千葉県内の市町村連絡先一覧 (P. 23)



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するものです。税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 各市町の「り災証明書」の窓口は、現在のところ、以下のとおりです（店舗、農業関係については、直接、市町村の窓口にお問合わせください（P23「千葉県内の市町村連絡先一覧」をご参照））。

市町名	部署	電話番号
茂原市	市民税課	0475-20-1577
鴨川市	税務課	04-7093-7832
山武市	課税課 資産税係	0475-80-1282
大網白里市	税務課 資産税班	0475-70-0322
睦沢町	税務住民課	0475-44-2503
長柄町	総務課	0475-35-2111
長南町	税務住民課 税務係	0475-46-2118
大多喜町	税務住民課 課税係	0470-82-2122

2 被災者のための住宅提供

【公営住宅の提供】

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、公営住宅等を提供しています。詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

県名	担当部署	電話番号	参考情報
千葉県	(県営住宅) 住宅課県営住宅管理班	043-223-3222 土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで受付	入居資格: 令和5年台風第13号の接近に伴う大雨により被災し、住宅に大きな被害を受け、居住継続が困難な方 使用期間: 原則6ヶ月(最長1年まで更新可) 使用料: 県営住宅家賃、敷金、駐車場使用料を免除 (但し、光熱水費、共益費は自己負担)
	(県教職員住宅) 教育庁企画管理部福利課厚生班	043-223-4123 土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで受付	入居資格、使用期間:同上 使用料: 住宅貸付料、駐車場使用料を免除 (但し、光熱水費、共益費は自己負担)

3 被災住宅の応急修理等

- ◆ 災害救助法の適用市において、災害により住宅が一部損壊（準半壊）又は半壊もしくは大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。
- ◆ 一世帯当たり70万6千円（一部損壊（準半壊）の場合は34万3千円）が限度額です。
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方（世帯）が対象になります。

- ① 今回の台風により「半壊」もしくは「一部損壊（準半壊）」の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない方又は「大規模半壊」の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にある方
 - ・ 「全壊」の住家は、修理を行えない程度の大きな被害を受けた住家であるため、応急修理の対象外とされていますが、全壊の場合でも応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となります。
- ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
- ③ 応急住宅（仮設住宅）を利用しないこと

◆ 詳細は、各市町にお問合せください。

応急的な修理の制度ですので、受付期間がありますこと、ご注意ください。

4 被災住宅の補修や再建に関する相談

◆ 住宅の補修や再建に関して、相談やお困りごと、不安に感じていることの相談窓口として、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいるダイヤル」を開設しています。

詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

【住まいるダイヤル】

- ・ 電話 0570-016-100（又は、03-3556-5147）
- ・ 受付時間：10:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

〈注意！〉 点検商法、便乗商法等のトラブルにご注意ください！

◆ 大規模災害の後は、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向がありますのでご注意ください。

不審な勧誘や電話を受けた場合、「火災保険の申請を代理します」「公的機関として被害を調べています」といったセールストークから屋根のリフォームを勧められた場合など、ご心配なことがある場合には、下記の番号までご相談ください。

- ・ 消費者ホットライン：188（市外局番なしの3桁番号）
- ・ 警察相談専用電話：#9110（全国共通の短縮ダイヤル）
- ・ 住まいるダイヤル（再掲）：0570-016-100



5 生活再建のための支援金

〈被災者生活支援法〉

- ◆ 令和5年台風第13号により居住する住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「やむを得ず解体」した世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です（被災者生活再建支援法）。
- ◆ 令和5年10月10日時点では、「茂原市」、「長南町」がこの制度の適用を受けています。

市町名	問合せ先等
茂原市	問合せ先：社会福祉課（0475-20-1571） ※ 家屋の被害調査を行った後、全壊または大規模半壊、中規模半壊となった世帯の方には順次ご案内を送付します。 ※ 解体世帯（住家の半壊や敷地の修復など、やむを得ない事由により当該住宅を解体した世帯）の方は問い合わせください。
長南町	問合せ先：福祉課 福祉児童係（0475-46-2116）

〈千葉県被災者生活再建支援事業〉

- ◆ 自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、被災者生活再建支援法の支援が受けられない世帯に対し、最大300万円を支給するものです。
市町村が被災世帯に支援を行った場合に、県が市町村に補助金を交付します。

（問合せ窓口）

市町名	部署	電話番号	市町名	部署	電話番号
鴨川市	福祉課	04-7093-7112	山武市	社会福祉課	0475-80-2612
大網白里市	安全対策課	0475-70-0303	大多喜町	健康福祉課	0470-82-2168

※当センターがホームページで把握できたものを記載

- ◆ それ以外の市町村にお住まいの方は、お住まいの市町村にお問い合わせください（P23「千葉県内の市町村連絡先一覧」をご参照）。

6 災害弔慰金等の支給

- ◆ 今回の台風によりお亡くなりになられた方の遺族に対して災害弔慰金（最大500万円）が、精神又は身体に著しい障害を受けた方に対して災害障害見舞金（最大250万円）が支給されます。
- ◆ また、市町村が独自に見舞金を支給する場合があります。

（問合せ窓口）

市名	部署	電話番号
茂原市	社会福祉課	0475-20-1571
支援内容	「災害見舞金」 （対象） 茂原市に住所を有し、住家が「全壊・全焼」、「半壊・半焼」、「床上浸水」の被害を受けた「世帯主」 ※家屋の被害調査を行った後、対象者の方には順次ご案内を送付	
鴨川市	福祉課	04-7093-7112
	「災害見舞金」 （対象） 市内に住民登録があり、下記の要件に該当する方 ・住家の半壊以上または床上浸水の被害を受けた方 ・家屋に被害を及ぼす土砂を排除するための経費が生じた方 ※実際に生活している住家に限ります。空家、倉庫、事務所等は含みません。	

※当センターがホームページで把握できたものを記載

それ以外の市町村にお住まいの方は、お住まいの市町村にお問合わせください（P23「千葉県内の市町村連絡先一覧」をご参照）。

7 災害援護資金の貸付

- ◆ 今回の台風により、世帯主が1か月以上の負傷、住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます（最大350万円）。
- ◆ 償還期限は、据置期間（3年）を含め10年です。

- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村にお問合わせください（P23「千葉県内の市町村連絡先一覧」をご参照）。

8 生活福祉資金の貸付

【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、資金の貸付が行われます。一世帯につき10万円以内とされています。
- ◆ 償還期限は、据置期間（通常：2か月以内）終了後、12か月以内とされています。また、無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問合わせください。

（災害救助法が適用された地域に所在する社会福祉協議会）

名称	電話番号（代表）
茂原市社会福祉協議会	0475-23-1969
鴨川市社会福祉協議会	04-7093-0606
山武市社会福祉協議会	0475-82-7102
大網白里市社会福祉協議会	0475-72-1995
睦沢町社会福祉協議会	0475-44-2514
長柄町社会福祉協議会	0475-30-7200
長南町社会福祉協議会	0475-46-3391
大多喜町社会福祉協議会	0470-82-4969

9 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金又は補修資金の融資（災害復興住宅融資）を行っています。詳しくは、独立行政法人住宅金融支援機構にお問合わせください。

【（独）住宅金融支援機構 お客様コールセンター（災害専用ダイヤル）】

- 電話：0120-086-353（通話料無料）
- 受付時間：9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

10 住宅ローンの返済

- ◆ 被災された方の住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。詳細は、借入先の金融機関にお問い合わせください。

また、借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。

- ・全国銀行協会相談室

ナビダイヤル：0570-017109

IP電話等の場合：03-5252-3772

（受付時間 9:00～17:00（祝日及び銀行の休業日を除く。））



役所の手続きのこと

11 国税の特別措置

- ◆ 災害により期限までに申告・納税等ができないとき（交通途絶等）は、所轄税務署に申請し、承認を受けることにより、その理由がやんだ日から2か月以内の範囲で、申告等の期限が延長されます。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。

また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
市川	047-335-4101	市川市 浦安市
柏	04-7146-2321	野田市 柏市 我孫子市
木更津	0438-23-6161	木更津市 君津市 富津市 袖ヶ浦市
佐原	0478-54-1331	香取市 香取郡
館山	0470-22-0101	館山市 鴨川市 南房総市 安房郡
千葉西	043-274-2111	花見川区の一部 稲毛区の一部 美浜区の一部 習志野市 八千代市
千葉東	043-225-6811	中央区の一部 花見川区の一部 稲毛区の一部 若葉区 美浜区の一部
千葉南	043-261-5571	中央区の一部 緑区 市原市
銚子	0479-22-1571	銚子市 旭市 匝瑳市
東金	0475-52-3121	東金市 山武市 大網白里市 山武郡
成田	0476-28-5151	成田市 佐倉市 四街道市 八街市 印西市 白井市 富里市 印旛郡
船橋	047-422-6511	船橋市
松戸	047-363-1171	松戸市 流山市 鎌ヶ谷市
茂原	0475-22-2166	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡

1 2 県税の特別措置

- ◆ 災害により被害を受けたときなどには、被害の程度に応じ、徴収の猶予、減免、納期限の延長が認められる場合があります。
- ◆ 制度や手続等の詳細については、最寄りの県税事務所、自動車税事務所にお問い合わせください。

1 3 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、固定資産税、市町村税・県民税、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください（P23「千葉県内の市町村連絡先一覧」をご参照）。

1 4 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続方法について、各事業者へご確認ください。

(大多喜ガス株式会社)

令和5年台風13号に関連して災害救助法が適用された地域にお住まいでかつ、大多喜ガス株式会社のガス・電気を契約している方は、ガス[都市ガス(旧一般ガス及び旧簡易ガス)、LPガス、圧縮天然ガス]および電気料金について支払期限の延長等の支援を受けられる場合がございます。

詳しくは、大多喜ガス株式会社にご確認ください。

<都市ガス(旧一般ガス)、電気>

地区	電話番号
茂原地区(茂原市、睦沢町、大多喜町)	0475-24-6151
成東地区(山武市)	0475-82-0800

<都市ガス(旧簡易ガス)、LPガス、圧縮天然ガス>

地区	電話番号
茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、睦沢町、長柄町、長南町、大多喜町	0475-24-0161

- ◆ N H Kでは、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた場合、申出に基づき、2か月間、受信料が免除になります。

詳細は、N H Kにお問い合わせください。

ナビダイヤル：0570-077-077

I P 電話等の場合：050-3786-5003

(受付時間 9:00~18:00(土・日・祝日も受付))

15 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳細は、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。
ナビダイヤル：0570-05-1165
IP電話等の場合：03-6700-1165
(受付時間 8:30~19:00(月)、8:30~17:15(火~金)、9:30~16:00(第2土曜日))。
- ◆ 最寄りの年金事務所にお問い合わせすることもできます。

名称	電話番号、管轄区域
千葉 年金事務所	043-242-6320 管轄エリア：中央区 若葉区 緑区 茂原市 東金市 勝浦市 山武市 いすみ市 大網白里市 山武郡 長生郡 夷隅郡
幕張 年金事務所	043-212-8621 管轄エリア：花見川区 稲毛区 美浜区 佐倉市 習志野市 四街道市 八街市 富里市 印旛郡のうち酒々井町
船橋 年金事務所	047-424-8811 管轄エリア：船橋市 八千代市 印西市 白井市 印旛郡(幕張年金事務所管内の地域を除く。)
市川 年金事務所	047-704-1177 管轄エリア：市川市 鎌ヶ谷市 浦安市
松戸 年金事務所	047-345-5517 管轄エリア：松戸市 野田市 柏市 流山市 我孫子市
木更津 年金事務所	0438-23-7616 管轄エリア：木更津市 館山市 市原市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 南房総市 安房郡
佐原 年金事務所	0478-54-1442 管轄エリア：香取市 銚子市 成田市 旭市 匝瑳市 香取郡

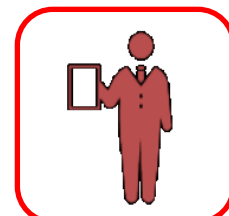
16 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、贈与、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、地方法務局・支局にお問合わせください。

名称	電話番号	管轄区域（不動産登記）
千葉地方法務局	043-302-1312	千葉市、習志野市
市原出張所	0436-41-3241	市原市
東金出張所	0475-52-2402	東金市、山武市、大網白里市、山武郡九十九里町
佐倉支局	043-484-1222	佐倉市、四街道市、八街市、印旛郡酒々井町
成田出張所	0476-23-2313	成田市（香取支局の管轄に属する地域を除く）、印西市、白井市、富里市、印旛郡栄町
茂原支局	0475-24-2188	茂原市、長生郡 （一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町）
いすみ出張所	0470-62-2283	勝浦市、いすみ市、夷隅郡（大多喜町・御宿町）
松戸支局	047-363-6278	松戸市、流山市
柏支局	04-7167-3309	柏市、我孫子市、野田市
木更津支局	0438-22-2531	木更津市、袖ヶ浦市、富津市、君津市
館山支局	0470-22-0620	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡鋸南町
匝瑳支局	0479-72-0334	匝瑳市、旭市、銚子市、香取郡多古町、山武郡の内芝山町、横芝光町
香取支局	0478-52-3391	香取郡（神崎町、東庄町）、成田市の内（旧香取郡大栄町）伊能、白作、大沼、川上、官林、吉岡、久井崎、桜田、柴田、新田、浅間、大栄十余三、多良貝、津富浦、稻荷山、東ノ台、所、中野、南敷、奈土、一鍬田、一坪田、堀籠、前林、馬乗里、松子、水の上、村田、横山、（旧香取郡下総町）青山、大菅、大和田、小野、倉水、小浮、猿山、地藏原新田、

		新川、高、高岡、高倉、冬父、中里、名木、名古屋、七沢、滑川、成井、西大須賀、野馬込、平川、四谷
船橋支局	047-431-3681	船橋市、八千代市
市川支局	047-339-7701	市川市、鎌ヶ谷市、浦安市

民間の手続きのこと



1 7 損害保険の相談(払込猶予、契約内容の照会等)

- ◆ 火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険（自賠責保険を除く）については、今回の災害により災害救助法が適用された地域で被害を受けられた場合、継続契約の締結手続及び保険料の払い込みを、災害救助法の適用日から2か月後の末日（令和5年11月末日）まで猶予する特別措置が実施されています。

詳細は、ご契約の損害保険会社・損害保険代理店又は次の窓口にお問い合わせください。

- ・日本損害保険協会 そんぽADRセンター
ナビダイヤル：0570-022808
（受付時間 9：15～17：00（月曜～金曜（祝日除く））

- ◆ 災害救助法が適用された地域で、家屋等の損壊・流失等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失った方は、次の窓口にお問い合わせください。

原則として、被災された方（ご本人）、被災された方（ご本人）の親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹）からのご照会に限ります。

- ・日本損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター
フリーダイヤル：0120-501331
（受付時間 9:15～17:00（月曜～金曜（祝日除く））

- ・外国損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター
電話：03-5425-7850
（受付時間 9:00～17:00（月曜～金曜（祝日除く））

1 8 生命保険の相談(払込猶予、契約内容の照会等)

- ◆ 各生命保険会社では、災害救助法が適用された地域の被災契約者の契約について、① 保険料払込猶予期間の延長（最長6か月）、② 保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払いの特別取扱いを実施しています。

詳細は、ご契約の生命保険会社にお問い合わせください。

- ◆ 生命保険協会は、災害救助法が適用された地域において被災した契約者について、家屋等の流失・消失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険契約の有無のご照会に対応します。（災害地域生命保険契約照会制度）

詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・生命保険協会 災害地域生保契約照会センター
フリーダイヤル：0120-001731
（受付時間 9:00～17:00（月曜～金曜（祝日除く））

- ◆ かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約については、次の窓口にお問い合せください。

- ・かんぽコールセンター
フリーダイヤル：0120-552-950
（受付時間 9:00～21:00（月曜～金曜（祝日除く）、9:00～17:00（土日・祝日））

1 9 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では、通帳、保険証書や印鑑等を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金の払い戻し、保険金の請求等ができます。

詳細は、各金融機関、証券会社、保険会社等にお問い合わせください。

20 法律相談等の窓口

- ◆ 千葉県弁護士会では、電話による相談を実施しています。
電話：043-227-8954
受付時間：平日午前10時～11時30分 午後1時～4時
※令和5年台風13号の被害についての相談と申し出て下さい。



医療・健康のこと

21 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

- ・こころの健康相談ダイヤル

(公的相談機関が対応(夜間は(公社)日本精神保健福祉士協会、(一社)日本公認心理師協会が対応))

ナビダイヤル：0570-064-556

(受付時間：9:00～18:30、18:30～22:30(受付は22:00まで)(平日))

- ・よりそいホットライン (被災者専門ライン)

((一社)社会的包摂サポートセンター)

フリーダイヤル：0120-279-338

(がたがたが始まった後「1」を押してください。)

(受付時間：10:00～22:00(毎日))



2 2 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）は、1. 災害救助法適用地域の世帯の学生に対する給付奨学金の家計急変採用、貸付奨学金の緊急採用・応急採用、2. 奨学金返還者からの減額返還・返還期間猶予の願出、3. 居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生からの支援金の申請を受け付けます。

1、3については在学している学校に、2については日本学生支援機構奨学金相談センターにお問い合わせください。

- ・独立行政法人 日本学生支援機構 奨学金相談センター
ナビダイヤル：0570-666-301
（受付時間 9:00～20:00（祝日年末年始除く））



事業者の方へ

2 3 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 日本政策金融公庫では、被害を受けられた中小企業者・小規模事業者の方々を対象に「令和5年台風第13号に伴う災害に関する特別相談窓口」を設置し、「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しました。各種貸付けや既往債務のご返済などについて、次の相談窓口でご相談をお受けしています。

【日本政策金融公庫】

名称	電話番号
千葉支店中小企業事業	043-243-7121
千葉支店国民生活事業	0570-037502
館山支店国民生活事業	0570-037524
松戸支店国民生活事業	0570-037762
船橋支店国民生活事業	0570-039512
千住支店中小企業事業*	03-3870-2125

※千葉県のうち松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、印西市（旧印旛村を除く）、白井市、印旛郡のうち栄町を営業区域

【千葉県信用保証協会】 043-221-8111

【商工組合中央金庫】

名称	電話番号
千葉支店	043-248-2345
松戸支店	047-365-4111
浦安出張所	047-355-8011

【商工会議所】

名称	電話番号	名称	電話番号	名称	電話番号
銚子	0479-25-3111	千葉	043-227-4101	船橋	047-432-0211
木更津	0438-37-8700	市川	047-377-1011	松戸	047-364-3111
佐原	0478-54-2244	茂原	0475-22-3361	野田	04-7122-3585
館山	0470-22-8330	八街	043-443-3021	東金	0475-52-1101
柏	04-7162-3311	市原	0436-22-4305	習志野	047-452-6700
成田	0476-22-2101	佐倉	043-486-2331	八千代	047-483-1771
浦安	047-351-3000	君津	0439-52-2511	流山	04-7158-6111

【千葉県商工会連合会】 043-305-5222

【千葉県中小企業団体中央】 043-306-3282

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 関東本部 03-5470-1620

【関東経済産業局 産業部 中小企業課】 048-600-0321

【中小企業庁】 千葉県よろず支援拠点 043-299-2921

【千葉県】

- ・経営相談 千葉県産業振興センター「チャレンジ企業支援センター」
043-299-2907
- ・金融相談 千葉県商工労働部経営支援課 金融支援室 043-223-2707

◆ 県では、令和5年台風第13号の接近に伴う大雨により被害を受けた中小企業者の復旧・復興を支援するため、県制度融資による金融支援を行います。

令和5年台風第13号の接近に伴う大雨により被害を受けた中小企業者の資金繰りを支援するため、経営の安定に支障を生じている方が利用できるセーフティネット資金（一般枠）に加え、災害救助法の適用を受けた4市4町の中小企業者の方は、より低利なセーフティネット資金（市町村認定枠）も利用できるようになりました。

区分	市町村認定枠	一般枠
融資条件	事業所のある市町村長から以下の認定を受けた中小企業者 1. 指定地域において1年以上継続して事業を行っていること 2. 台風第13号の接近に伴う大雨による影響を受けた後、1か月間の売上が前年同月比で2割以上減少し、その後2か月も同様の見込みであること	令和5年台風第13号の接近に伴う大雨により被害を受けた中小企業者 ※被災の事実を証明する書類が必要
資金使途等	設備：10年以内 運転：7年以内	設備：10年以内 運転：7年以内
融資限度額	8,000万円以内	8,000万円以内
融資利率	1.0%から1.4%	1.1%から1.7%
保証料率	0.75%	0.4%から1.85%
利用開始	令和5年9月29日から令和5年12月28日	令和5年9月11日から令和6年3月31日

上記のセーフティネット資金については、利子に対する補助を行う予定
※市町村認定枠と一般枠は、併せて利用することができます。

融資のご相談・お申し込みは、下記取扱金融機関へお問い合わせください。

〈取扱金融機関〉

（地方銀行）千葉・千葉興業・京葉・群馬・常陽・筑波・きらぼし・阿波・東日本・東京スター・徳島大正

（信用金庫）千葉・銚子・東京ベイ・館山・佐原・水戸・朝日・東京シティ・東

京東・東栄・亀有・小松川・城北・埼玉縣
 (信用組合) 房総・銚子商工・君津・第一勸業・八ナ・横浜幸銀
 (都市銀行) みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・埼玉りそな
 (信託銀行) 三井住友
 (中小企業専門金融機関) 商工組合中央金庫
 (漁業協同組合連合会) 東日本

24 農林漁業関係の災害復興の融資 農業者を対象とした相談窓口

◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

【日本政策金融公庫】千葉支店 農林水産事業 043-238-8501

【千葉県】農林水産部団体指導課 043-223-3074

・農林業業者の支援（千葉県）

千葉県では、農林関係・水産関係・金融制度資金関係の相談窓口（各農業事務所、各林業事務所、水産課・各水産事務所、各漁港事務所）を設置しています

・農業関係

(県農業事務所)

事務所名	電話番号	事務所名	電話番号
千葉農業事務所	043-300-1985	東葛飾農業事務所	04-7143-4121
印旛農業事務所	043-483-1129	香取農業事務所	0478-52-9192
海匝農業事務所	0479-62-0156	山武農業事務所	0475-54-1122
長生農業事務所	0475-22-1751	夷隅農業事務所	0470-82-4956
安房農業事務所	0470-22-7131	君津農業事務所	0438-25-0107

(融資機関)

農林中央金庫千葉支店 043-369-4080

・漁業関係

(県水産事務所)

事務所名	電話番号	事務所名	電話番号
銚子水産事務所	0479-22-8397	館山水産事務所	0470-22-5761
勝浦水産事務所	0470-73-0108	水産課	043-223-3032

(融資機関)

東日本信用漁業協同組合連合会 043-242-5261



25 災害サポート・レンタカーについて

- ◆ 日本カーシェアリング協会が、今回の大雨でご自身の車が動かなくなったり、片付けに軽トラックなどが必要な方に急場をしのいでいただけるよう、無料で自動車を貸し出しています。

【一般社団法人日本カーシェアリング協会】 050-5482-3677

- ・令和6年1月31日まで無料貸出し
- ・軽乗用車、普通車 長期で利用可能（1ヵ月毎の更新）
- ・軽トラック 最長2日間（期間中何度でも利用可）
※貸出しには事前の申込＆予約が必要です。

26 千葉県内の市町村連絡先一覧

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
東葛地域		山武地域	
野田市	04-7125-1111	東金市	0475-50-1111
柏市	04-7167-1111	山武市	0475-80-1112
松戸市	047-366-1111	大網白里市	0475-70-0300
市川市	047-334-1111	九十九里町	0475-70-3100
船橋市	047-436-2111	芝山町	0479-77-3901
流山市	04-7158-1111	横芝光町	0479-84-1211
我孫子市	04-7185-1111	長生地域	
鎌ヶ谷市	047-445-1141	茂原市	0475-23-2111
浦安市	047-351-1111	一宮町	0475-42-2111
千葉地域		白子町	0475-33-2111
千葉市	043-245-5111	長柄町	0475-35-2111
習志野市	047-451-1151	長南町	0475-46-2111
八千代市	047-483-1151	睦沢町	0475-44-1111
市原市	0436-22-1111	長生村	0475-32-2111
印旛地域		夷隅地域	
佐倉市	043-484-1111	勝浦市	0470-73-1211
成田市	0476-22-1111	いすみ市	0470-62-1111
四街道市	043-421-2111	大多喜町	0470-82-2111
八街市	043-443-1111	御宿町	0470-68-2511
印西市	0476-42-5111	君津地域	
白井市	047-492-1111	木更津市	0438-23-7111
富里市	0476-93-1111	君津市	0439-56-1581
酒々井町	043-496-1171	富津市	0439-80-1222
栄町	0476-95-1111	袖ヶ浦市	0438-62-2111
香取地域		安房地域	
香取市	0478-54-1111	館山市	0470-22-3111
神崎町	0478-72-2111	鴨川市	04-7092-1111
多古町	0479-76-2611	南房総市	0470-33-1002
東庄町	0478-86-1111	鋸南町	0470-55-2111
東総地域			
銚子市	0479-24-8181		
旭市	0479-62-1212		
匝瑳市	0479-73-0084		